

議 長 日程第4「議案第55号松田町税条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第55号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 議案第55号松田町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の条例改正の主な内容でございますが、令和6年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、固定資産税の税負担の軽減措置が講じられております通称「わが町特例」について、新たな特例措置が創設されるなど見直しが行われたため、条文の整備を図るものでございます。

詳細につきましては、議案の4ページ目、参考資料1、新旧対照表を使って御説明させていただきます。新旧対照表の1ページを御覧ください。右側が現行、左側が改正案でございます。

今回は、附則の改正でございます。附則第12項と第13項、2ページ目の第13項第5号は、地方税法の改正により引用条項の項ずれが生じたため改正するものでございます。左側、改正案の附則第14項第7号には、1号前の第6号で規定しております出力1万キロワット以上2万キロワット未満のバイオマス発電設備について、竹や木に由来するバイオマスまたは農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを電気に変換する設備に対する区分が新たに創設されたことにより、その特例割合を国が示す参酌割合と同じ7分の6とする規定を追加いたします。これにより、右側改正前の附則第14項第7号から、次の3ページ、第13号までが1号ずつ繰り下がります。

また、地方税法の改正により引用条項の号ずれも生じているため、併せて改正いたします。右側改正前の附則第14項第14号は、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る課

税標準の特例割合を定めておりましたが、対象となる資産の取得期間が終了したため、規定を削除いたします。

附則第14項第15号は、地方税法の改正により生じた引用条項の項ずれを改正いたします。

恐れ入ります、4ページお戻りいただきまして、改正文の1ページをお願いいたします。下段の附則でございます。第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次の2ページ、第2項以降は経過措置でございます。第2項は、改正後の税条例の規定中、固定資産税に関する部分は令和6年度以後の年度分について適用し、令和5年度分までは従前の例によるものといたします。

第3項及び第4項では、改正前の地方税法に規定する設備や施設に対して課税する固定資産税については、なお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第55号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。